

# 全国グループホーム団体連合会 会則

## 第1章 総則

### 第1条

(目的)

**第1条** 私たちは、下記に掲げる目的達成のために、全国のグループホームが大同団結できるよう、ネットワークをつくり、育てます。

1 私たちは、国民が認知症になっても、人として尊重され、安心して豊かに暮らし続けられるように、制度や仕組みが適正かつ有効に整えられていくことを目指します。

1 私たちは全国のグループホームが健全で安定した運営を続けられるように、また従事者がより豊かで安定した生活を営めるように、制度や仕組みが適正かつ有効に整えられていくことを目指します。

(名称)

**第2条** この会は、「全国グループホーム団体連合会」という。略称は全国 GH 連とする。

(事務局)

**第3条** 事務局は、執行部会にて設置する

(活動)

**第4条** この会は、第1条の目的を達成するための全国的な課題を明らかにし、その課題解決に向けた活動を行います。

## 第2章 会則

(会員資格)

**第5条** 会員は次の通りとする。

1、正会員：都道府県ならびに政令指定都市を単位とするグループホームの事業者団体

2、準会員：正会員以外のグループホーム事業者団体ならびに事業所

3、賛助会員：当会の目的ならびに活動に賛同してくれる諸団体及び個人

(議決権)

**第6条** 議決権は、正会員のみとする

2、議決権は、1 正会員（都道府県連絡会組織）につき1とする

(入会)

**第7条** 会員になろうとする者は、入会申込書を代表に提出しなければならない。代表は、この会の趣旨に合致すれば入会を認めるものとする。

(年会費)

**第8条** 会費は総会において定める会費を納入しなければならない。

その会費は下記の通りとする。

正会員：グループホーム1事業所あたり1,000円とし、会員に組織されている  
グループホーム事業所数をかけたものを以って会費とする。

準会員：グループホーム1事業所あたり1,000円

賛助会員：1,000円

(退会)

**第9条** 会員は退会するときは、その旨を代表に届けなければならない。

(会員資格の喪失)

**第10条** 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を喪失する。

① 退会届を提出した時

② 会員である団体が消滅した時

③ 会費の納入が1年以上滞った場合。並びに、連合会からの請求に対し応じない場合。ただし、緊急等の何らかの事態が発生した場合は、協議を行い理事会において猶予期間について議決することとする

(抛出金品の返還)

**第11条** 本会は、会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金は、これを返還しない。

### 第3章 代議員及び代表者会議

(代表者会議の構成)

**第12条** この会に代議員をおく。代議員は、正会員組織を代表する者とし、それをもって代表者会議を構成する。

2、代議員は、正会員が各1名を選出する。

(代表者会議の開催)

**第13条** 代表者会議は、代表の召集により、代表者会議を年に2回以上開催する。

2、代表者会議の議長は、代表が行う

(代表者会議の定足数・出席)

**第14条**、代表者会議は、2分の1以上の出席をもって成立する。

2、代表者会議の議事は、3分の2以上の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる(委任状による賛成を含む)

### 第4章 理事及び理事会

(地区わり)

**第15条** 理事会は、以下のように地区割りを行う

- ①北海道地区 ②東北地区 ③関東・甲信越地区 ④東海・北陸地区  
⑤近畿地区 ⑥四国地区 ⑦中国地区 ⑧九州・沖縄地区  
(理事の選任)

**第16条** 理事は、各地区より、2名以内の理事を選出する

- 2、理事の選任は、総会にて承認する。
- 3、その理事をもって、理事会を設置する

(理事会の開催)

**第17条** 理事会は、年に2回以上の理事会を開催する

- 2、理事会は、代表の招集により開催する
- 3、理事会の議長は、代表が行うこととする

(理事会の定足数)

**第18条** 理事会は、2分の1以上の出席をもって成立する

- 2、理事会の議事は、3分の2以上の賛成をもって議決する。
  - 3、理事がやむを得ない事情により欠席の場合は、代理を出席させることとする
- (任期)

**第19条** 理事の任期は2年とする。

- 2 理事は再任を妨げない。
- 3 理事は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第5章 三役及び三役会

(三役の選任)

**第20条** 三役は、理事の互選により選出する

- 2、三役の選任は、総会にて承認する。
- 3、三役の構成は、代表1名、副代表3名、事務局長1名の計5名とする
- 4、それらをもって三役会とする

(三役会の開催)

**第21条** 三役会は、必要に応じて、随時、会議を開催する

- 2、三役会は、代表の招集により開催する
- 3、三役会の議長は、代表が行うこととする

(三役の職務)

**第22条** 代表はこの会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表が事故などで職務を遂行できないときは代行する。
- 3 代表、副代表、事務局長は三役会を構成し、会務の執行を決定する。

## 第6章 監事

(監事の選任)

**第23条** 監事は、総会において選出する

- 2、監事は、正会員から2名以内を選出する
- 3、理事との兼務はできない

(監事の職務)

**第24条** 監事は会の会計監査を行う

## 第7章 顧問

**第25条** この会に顧問をおく事が出来る。

- 2 顧問は、学識経験者、保健、福祉、建築、法律、教育、行政等の関係者のうちから代表が、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、代表の諮問に応ずると共に、理事会に出席し発言することが出来るが、議決に加わることは出来ない。

## 第8章 総会

(総会の構成等)

**第26条** 総会には会員、準会員、賛助会員、顧問、及び代表が必要と認めるものが出席することができる。

(総会の開催)

**第27条** 定期総会は毎年1回、会計年度終了後2か月以内に代表が召集する。

- 2 臨時総会は代表または理事会が必要と認めた時に代表が召集する。
- 3 正会員の3分の1以上からの開催要請があれば、理事会は速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(議長の選出)

**第28条** 総会の議長は出席正会員の中から選任する。

(議事録署名人の選出)

**第29条** 議事録署名人は出席正会員より議長の指名により2名選出する。

(総会の定足数及び議決)

**第30条** 総会は正会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する

- 2 議事は出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。但し書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

## 第10章 委員会

(委員会の設置)

**第31条** この会は、第4条にあげる事業を行うため次の委員会を設けることができる。  
委員は正会員及び準会員、賛助会員をもって構成する。

- (1) ケア研究・研修委員会
- (2) 制度・政策研究委員会
- (3) 広報委員会
- (4) その他代表が必要と認める委員会  
(委員長の選出)

**第32条** 各理事会の委員長は、理事会から選出する

## 第11章 資産・事業計画

(資産の管理)

**第33条** 会費収入等の資産は、代表が管理し、その方法は代表者会議の議決により決める。

(事業年度)

**第34条** この事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画・収支予算・決算)

**第35条** 事業計画及び収支予算・決算書は、毎事業年度毎に代表が事業概要報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

**第36条** この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表が事業概況報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第12章 会則の変更

(会則の変更)

**第37条** この会則は総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

## 附 則

(設立当初の任期)

1 この会の設立当初の代議員の任期は第13条第1項の規定にかかわらず、任期は平成22年3月31日までとする。

(施行)

1、この会則は平成22年 5月31日から施行する。